

白馬村事業者負担金検討部会 2.0 について

設置目的

白馬村観光振興のための財源確保検討委員会事業者負担金検討部会（以下「部会」という。）は、「白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例」（平成 29 年白馬村条例第 25 号）第 5 条の規定に基づき設置され、観光振興のための財源確保に関する事項のうち、事業者負担金に関する専門的な協議及び調整を行うものとする。

部会においては、今までの議論も踏まえ事業者負担金制度の具体的な在り方を中心に検討を行うが、その手法に限定することなく、法定外目的税を含む財源確保策の可能性についても併せて検討するものとする。

なお、本年度においては、事業者負担金等の導入の可否について結論を得ることを目的とするものではなく、観光、まちづくり、財政、法務その他の専門的見地から幅広く意見を聴取しながら、事業者負担金等の導入可能性及び今後の方向性を整理するとともに、次年度以降の本格的な議論に向けた論点整理を行うことを目的とする。

検討内容

- ・観光により利益を受ける事業者の範囲の整理
- ・新たな法定外目的税とする場合の論点整理
- ・負担の対象・基準・算定方法の検討
- ・負担の公平性・妥当性の確保
- ・既存の宿泊税等との役割分担の整理

について、実務的かつ制度的観点から調査・検討を行う。

また、制度導入に伴う地域経済への影響や、事業者負担の適正水準についても検証を行い、実効性及び持続可能性を備えた制度素案として取りまとめ、次年以降設置を予定している白馬村観光振興のための財源確保検討委員会委員会の基礎資料とする。

（想定される具体的検討事項）

- ・不動産等の利得に対する課税可否の検討について
- ・全国事例を参考にした新たな法定外目的税の検討について
- ・その他観光地整備に関する分担金制度の検討について など

会議の設置根拠

◆白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例

名称	担当事務
白馬村観光振興のための財源確保検討委員会 事業者負担金検討部会	観光振興のための財源の確保に関する事項の内、事業者負担金に関する専門的な協議又は調整を行い、白馬村観光振興のための財源確保検討委員会に報告すること。

※なお、今年度「白馬村観光振興のための財源確保検討委員会」は設置しないため、今回の審議については、部会だけの検討とする。

参考

根拠条例等

- ・ 白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例

<https://qr.quei.jp/tmp/c11bd0cd0241929b09eb5cb5ac351fc9e53235de.png>

- ・ 白馬村観光振興のための財源確保検討委員会検討部会設置規則

https://www1.g-reiki.net/vill.hakuba/reiki_honbun/e799RG00000916.html

委員名簿

敬称略

氏名	所属	備考
占部 裕典	弁護士・税理士 弁護士法人 三宅法律事務所	委員
北村 喜宣	上智大学 法学部教授 法科大学院教授	委員
福島 洋次郎	一般社団法人 白馬村観光局 事務局長	委員
松本 喜美人	白馬村議会 産業経済委員会 白馬村議会選出 監査委員	委員
和田 寛	一般社団法人 HAKUBAVALLEY TOURISM 代表理事	委員
吉田 久夫	白馬村 副村長	委員
山岸 大祐	白馬村役場 観光課長	事務局
矢口 浩樹	白馬村役場 観光課 観光商工係長	事務局